

中部日本個人・重奏コンテスト本大会実施規定

第1章 総 則

第1条

個人・重奏コンテストは、連盟規約第3条に定められた県・支部から推薦された個人、グループが参加して、毎年1回実施する。

第2条

本大会の実施日時および会場は、当該年度の5月末までに本連盟理事会において審議し、理事長が決定する。

第2章 参加部門および本大会への参加資格

第3条

大会は以下の部門に分けて実施する。また、各部門はそれぞれ個人の部、重奏の部を実施する。ただし、大学・一般部門は重奏の部のみとする。

- (1) 中学生部門 (2) 高等学校部門 (3) 大学・一般部門

第4条

本大会に参加する個人またはグループは、次の第1号の条件を満たした上で、第2～4号のいずれかに該当する条件を満たしていなければならない。

- (1) 本連盟に加盟している団体に所属していること。
- (2) 中学生部門については、同一中学校に在籍、または校内外で活動する地域バンド(活動を共にする小学生児童は認める。)や複数校合同団体に在籍している1・2年生の生徒とし、3年生の中学校部門への出場は認めない。
- (3) 高等学校部門については、学校教育法に基づく高等学校及びこれに準ずる学校に所属していること。その構成メンバーは、同一高等学校に在籍する1・2年生の生徒とし、3年生の高等学校部門への出場は認めない。ただし同一経営の学園における小学校児童及び中学校生徒の参加は認める。
- (4) 大学・一般部門については、上記第2～3号に該当しない、大学・一般等の団体に所属していること。その構成メンバーは同一団体に所属していなければならない。また、職業音楽家の参加は認めない。

第5条

同一奏者は二つ以上のエントリーをすることはできない。同一部門の個人の部・重奏の部に重複してエントリーすることも認めない。

第3章 出場規定

第6条

出場できる楽器は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスとする。なお、ピアノ伴奏を個人の部においてのみ認める。個人の部に演奏者としてエントリーした者が同一団体の演奏者のピアノ伴奏者として出場することを認める。ただし、重奏の部にエントリーした者は、個人の部のピアノ伴奏者として出場することを認めない。

第7条

重奏の部において、各グループの編成は2～10名とする。また、個人の部において、伴奏者は出演者と見なさない。

第8条

演奏曲目は県・支部大会で演奏した自由曲1曲とする。ただし、組曲は1曲とみなす。

第9条

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合には、事前に著作権者から編曲とその編曲に基づく演奏の許諾を得なければならない。この許諾を得ないでコンテストに出場することは認めない。なお、演奏者は演奏の許諾を得たことを証明する書類等を事前に事務局に届けなければならない。

第10条

演奏時間は個人の部4分以内、重奏の部5分以内とする。なお、演奏時間とは音の出始めから曲の終了まで。組曲の場合には音の出始めから最後の曲の終了までである。

第11条

重奏の部において、同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

第12条

個人の部・重奏の部とも、独立した指揮者をおくことは認めない。

第13条

個人の部・重奏の部とも、次の各号に該当していることが判明した場合は失格とすることができる。

- (1) 出場者に不正があるとき。
- (2) 第6条に示された楽器以外で演奏を行ったとき。
- (3) 演奏曲に不正があるとき。
- (4) 規定の演奏時間を超えたとき。
- (5) 大会運営の進行を故意に妨げたとき。

第4章 出演順および審査、表彰

第14条

出演順は理事会で決定する。

第15条

本大会の審査員は会員連盟から候補者を挙げ、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第16条

審査員の数は3名以上とする。

第17条

審査方法の詳細は別途定める。

第18条

表彰は、各部門の個人の部、重奏の部ともに金賞、銀賞、銅賞とする。また、個人の部、重奏の部の優秀個人・グループには特別賞を贈る。

第5章 各県・支部代表数

第19条

各県・支部より本大会へ出場できる個人，グループの数については，開催年度の5月総会において決定する。

第20条

各県・支部より本大会へ出場できる団体数は次のとおりとする。

- (1) 各県・支部，中・高ともに個人・重奏それぞれに3枠を保証する。
- (2) 前回大会の参加校数を基に算出したドント方式により，数値の高い順に各県・支部の出場枠を決める。ただし，中高の個人・重奏ともに各県・支部18枠を上限とする。
- (3) 中学生部門，高等学校部門ともに個人60，重奏50までを参加上限とする。ドント方式で算出した数値が同率の場合は出場枠の増を認める。
- (4) 大学・一般部門は重奏の部において各県・支部1枠とする。

第6章 その他

第21条

コンテストの運営は，本部理事長を大会委員長，主管県・支部理事長を実行委員長として本部理事と本大会主管県・支部が協力してその任に当たる。

第22条

コンテスト実施にあたって，本連盟が必要と認めた場合には，共催または後援団体をもつことができる。

第23条

災害等による本大会の開催の可否については以下のとおりとし，中止となった場合には後日，本大会の開催はしない。

- (1) 大会前日までに自然災害が発生し，開催地において本大会が運営できない場合には理事長の判断で中止することができる。
- (2) 大会当日，開催地において特別警報等が発令された場合には理事長が関係者と協議し，開催の可否を判断し各参加団体に連絡することとする。
- (3) 大会開催中に緊急事態が予測される場合には理事長の判断により本大会を中止することがある。

第24条

その他コンテスト開催上の細目については理事会がこれを定める。

第25条

この規定は，理事会において出席者の過半数の承認が得られた場合に改正することができる。

<付 則>

各県・支部大会は，本コンテスト規定に準ずるものとする。

平成20年 5 月 1 1 日改正

平成21年12月13日改正
平成26年3月22日改正
平成27年5月9日改正
令和元年5月11日改正
令和2年5月9日改正
令和5年5月13日改正
令和6年3月23日改正